

参議院 第百二十回 国会 参議院 決算委員会 會議録 第一一號

平成三年四月二十二日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

一月三十日

諫山 博君

補欠選任 上田耕一郎君

二月一日

上田耕一郎君

補欠選任 諫山 博君

三月四日

秋山 肇君

補欠選任 野末 陳平君

三月五日

野末 陳平君

補欠選任 秋山 肇君

三月十八日

高井 和伸君

補欠選任 新坂 一雄君

三月十九日

木庭健太郎君

補欠選任 片上 公人君

三月二十二日

新坂 一雄君

補欠選任 高井 和伸君

三月二十六日

諫山 博君

補欠選任 上田耕一郎君

三月二十七日

上田耕一郎君

補欠選任 諫山 博君

三月二十八日

種田 誠君

補欠選任 細谷 昭雄君

三月二十八日

細谷 昭雄君

補欠選任 種田 誠君

四月三日

片上 公人君

補欠選任 木庭健太郎君

四月四日

猪熊 重二君

補欠選任 片上 公人君

四月五日

野村 五男君

補欠選任 井上 章平君

四月八日

井上 章平君

補欠選任 野村 五男君

四月十日

片上 公人君

補欠選任 猪熊 重二君

四月十九日

足立 良平君

補欠選任 三治 重信君

四月十九日

陣内 孝雄君

補欠選任 須藤良太郎君

四月十九日

鈴木 省吾君

補欠選任 藤田 雄山君

四月十九日

二木 秀夫君

補欠選任 成瀬 守重君

出席者は左のとおり。

委員長 及川 一夫君

理事 大浜 方栄君

後藤 正夫君

守住 有信君

会田 長栄君

千葉 景子君

猪熊 重二君

國務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

大蔵大臣

厚生大臣

農林水産大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

(國務庁長官)

秋山 肇君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

鎌田 要人君

木暮 山人君

清水嘉与子君

須藤良太郎君

成瀬 守重君

野村 五男君

福田 宏一君

藤田 雄山君

大淵 絹子君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

種田 誠君

西岡瑠璃子君

湖上 貞雄君

木庭健太郎君

諫山 博君

林 紀子君

高井 和伸君

三治 重信君

海部 俊樹君

中山 太郎君

橋本龍太郎君

下条進一郎君

近藤 元次君

小里 貞利君

国務大臣

(防衛庁長官)

国務大臣

(経済企画庁長官)

国務大臣

(科学技術庁長官)

国務大臣

(沖繩開発庁長官)

国務大臣

(国土庁長官)

會計検査院長

内閣参事官

兼内閣総理大臣

官房会計課長

内閣法制局長官

内閣総務大臣官

房審議官

警察庁刑事局保

安部長

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

兼内閣審議官

池田 行彦君

越智 通雄君

山東 昭子君

谷 洋一君

西田 可君

中村 清君

荒田 建君

工藤 敦夫君

文田 久雄君

関口 祐弘君

新野 博君

菊地 徳彌君

富田 駿介君

増島 俊之君

鈴木 昭雄君

日吉 章君

島山 蕃君

防衛施設庁長官	児玉 良雄君
防衛施設庁総務部長	箭内慶次郎君
防衛施設庁施設部長	大原 重信君
防衛施設庁建設部長	黒目 元雄君
経済企画庁長官	黒川 雄爾君
官房会計課長	田中 努君
経済企画庁物価局長	岡崎 俊雄君
科学技術庁長官	石田 寛人君
官房審議官	岡崎 俊雄君
科学技術庁長官	山本 貞一君
官房会計課長	造酒重十郎君
科学技術庁原子力局長	山城 勉君
沖繩開発庁総務局長	八木橋惇夫君
沖繩開発庁総務局会計課長	森 悠君
国土庁長官官房長	長瀬 要石君
国土庁計画・調整局長	藤原 良一君
国土庁土地局長	清水 湛君
法務省民事局長	佐藤 嘉恭君
外務省大臣官房長	松浦晃一郎君
外務省北米局長	兵藤 長雄君
外務省欧亜局長	渡辺 允君
外務省中近東・アフリカ局長	川上 隆朗君
外務省経済協力局長	柳井 俊二君
外務省条約局長	丹波 實君
外務省国際連合局長	目崎 八郎君
大蔵大臣官房会計課長	濱本 英輔君
大蔵大臣官房総務審議官	

大蔵大臣官房審議官	小川 是君
大蔵省主計局長	田波 耕治君
大蔵省銀行局長	土田 正顕君
大蔵省国際金融局長	千野 忠男君
国税庁次長	福井 博夫君
厚生大臣官房総務審議官	熊代 昭彦君
厚生大臣官房老人保健福祉部長	岡光 序治君
厚生省援護局長	岸本 正裕君
農林水産大臣官房長	鶴岡 俊彦君
農林水産大臣官房総務課長	柳澤 逸司君
農林水産省農蚕改良局長	片桐 久雄君
農林水産省農蚕園芸局長	安橋 隆雄君
農林水産省畜産局長	岩崎 充利君
運輸大臣官房会計課長	岩田 貞男君
郵政省郵務局長	小野沢知之君
労働大臣官房長	齋藤 邦彦君
労働省労働基準局長	佐藤 勝美君
労働省職業安定局長	若林 之矩君
建設大臣官房長	望月 薫雄君
建設大臣官房会計課長	小野 邦久君
建設省都市局長	市川 一朗君
建設省道路局長	藤井 治芳君
建設省住宅局長	立石 真君
自治省行政局長	浅野大三郎君
自治省行政局公務員部長	滝 実君
自治省財政局長	小林 実君

説明員	主任委員会専門員	吉田 義躬君
総務庁長官官房地域改善対策室長		萩原 昇君
建設大臣官房技術審議官		玉田 博亮君
会計検査院事務総局長		正田 周朗君
会計検査院事務総局第一局長		安部 彪君
会計検査院事務総局第三局長		中北 邦夫君
会計検査院事務総局第四局長		白川 健君
参考人	日本銀行理事	福井 俊彦君
	日本中央競馬会理事長	渡邊 五郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)

○昭和六十二年国国有財産増減及び現在額総計算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)

○昭和六十二年国国有財産無償貸付状況総計算書(第百十四回国会内閣提出)(継続案件)

○国家財政の経理及び国国有財産の管理に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(及川一夫君) ただいまから決算委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十九日、陣内幸雄君、鈴木省吾君及び二本秀夫君が委員を辞任され、その補欠として須藤良太郎君、藤田雄山君及び成瀬守重君が選任されました。

○委員長(及川一夫君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に猪熊重二君を指名いたします。

○委員長(及川一夫君) 昭和六十二年度決算外二件を議題といたします。

本日は総括的質疑の各省大臣及び内閣総理大臣に対する質疑を行います。

それでは、これより各省大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉景子君 おはようございます。きょうは昭和六十二年度決算の総括質疑ということでございまして、六十二年度、大分振り返って考えなければいけません。六十二年の財政運営などについて質問をさせていただきたいと思っております。

昭和六十二年度経済を今振り返ってみますと、表面的には、経済成長率もほぼ当初見通しに対してもそれなりの成長を示しているということで、それほど極端なぶれがなかったということも言えるように思います。しかし、その後の経済情勢を見ておきますと、やはり大きな波乱のものがつづられた、そういう年度でもあろうかというふうに思います。その後に大きな課題、あるいは経済、財政運営への大変重要な分岐点であったのではないかと、こういうことを指摘せざるを得ないわけがございます。その当時は私どももなかなか十分にそ

一番大きな問題はこの問題だと認識しているというところをきちんとPRする必要が私はあると思ひます。

まあ午後からどうせ掃海艇の問題なんかいろいろな方が論議されるでしょうけれども、あの問題にしてみても、ある意味じゃ日本のタンカーが通るための問題、結局日本は日本人のためにしかしないじゃないかというふうに受けとめられるのが私は日本の一番の問題だと思ひます。それと全く関係ない、全く人道上の面から日本としては取り組んでいられるんだということをぜひきちんと看板を掲げて取り組むべきだと私は思ひます。

大臣もその一員でございますから、ぜひそういうことを積極的にやっていたらいいと思ひます。すけれども、その点についての見解をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(中山太郎君) クルド人難民対策という看板をかけるという委員の御指摘、それがまた対外的にも大きな広報になるんじゃないかと。十分御意見を踏まえながら、これからやってみようと思ひます。

○木庭健太郎君 それと、午前中も少し論議が出ておりましたけれども、NGOの活用の問題でございます。これはサウジアラビアの油回収の問題でボランティアグループが行きたいということも言っております。もうよくこれがサウジアラビア政府も受け入れるということでも実現したようでございます。また、こういう難民問題についても、先般の湾岸戦争が起きたときも、ボランティアの方でたまたま危険であったもやりたいという人が随分出ておりました。そういう意味で、それからそういう問題が起きたときに政府としてもお手伝いしてあげて、またそういう問題に携われるような体制をつくる必要があると思ひますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○國務大臣(中山太郎君) NGOの組織というのは、これは元来が政府と関係なく民間団体が、民間の方が自主的にやるというのがNGOの本

質でございますから、本来は政府と無関係であるべき立場であることが原則だろうと思ひますけれども、さはさりながら、こういうふうな気持ちを持つた方が行動していただきやすいように政府としてはいわゆる予算を二億八千万円御承認をいただいたわけでございます。

私は外務大臣として率直に申し上げると、日本でこういうふうな国際貢献、国際的な協力をする人たちの登録するセンターをつくるべきではないかというふうに考えております。何か事件が起こるたびに政府は人を集めるのに苦勞をする。今国際緊急援助隊は二百名ばかりの方々登録をしておいておられますけれども、これも全部医者といふことじやございませんで、医者はごく一部でございます。そういうことから考えますと、日本人がこれから国際社会に貢献していくという国民全体のコンセンサスをつくるために、いわゆる国際貢献をするための一つの情報センターというものを、あるいはセンターをつくってそこへ登録をする、例えば血液を献血する人たちが登録するようなものもございまして、そういう意思のある人たちが登録する。ただしその意思のある方々の中でやはり言語の問題あるいは健康の問題、年齢の問題、職業の問題、いろいろございまして、それぞれ何といいますが、資格あるいは年齢差というものも全部分類をして、どのようなときにどのような方に連絡をすればNGOとして御協力をいただけるかといったようなことを国家としてもそろそろ考えなければならぬ時期に来たのかな、こういうふうには私は外務大臣として実は考えており、そのことも検討するように今後所の人たちにも話をしておる最中でございます。

○木庭健太郎君 ぜひそれは推し進めていただきたい。もうそのことがある意味じゃ本当に日本にボランティア、NGOを育てることもつながっていきまます。またそういう人々を訓練するようなシステムをぜひつくっていただけて、早急にそういうことができるようにお願いしたいと思ひます。

話を交えて、ODAの問題で一つお伺ひします。

インドネシアスマトラ島のコタパンジャングムの問題です。最近新聞を見ておりましたら、このコタパンジャングムのODA供与について、相手国に、住民福祉、環境保全にまで踏み込んだ条件を課したというような報道がなされておりました。もちろん日本のODAが進む方向で非常にこれは重要なワンストップだなど私は受けとめたのですけれども、事実そういう条件を付したことがあったのかどうか、確認させていただきます。

○政府委員(川上隆朗君) 御指摘のコタパンジャナ水力発電所の建設計画でございますが、昨年の十二月にインドネシアに円借款として百二十五億円の円借款供与というものを交換公文で行っております。

本件に関する円借款供与の決定は、事業の妥当性につきまして総合的に検討を行った結果でございますけれども、特に御指摘の環境面への影響の点につきましては、我が国政府内部の検討においては、環境配慮のためのOECEFGガイドライン、これは基金のガイドラインにございまして、これに沿いましてインドネシア側の取り組みにつき確認を行うとともに、OECEFGのミッションが移転候補地や移転予定の村落を視察するといったような調査を行っております。我が国としては、検討の過程におきましてインドネシア側に対しまして環境配慮の重要性というものを強調しております。環境、住民移転等の諸点につきましてはインドネシア政府が具体的措置を講ずる旨を種々の段階で確認するというところを行っております。

その進捗状況について今後とも環境面の影響を含め事業の進捗を注意深く見守ってまいりたい、かように考えている次第でございます。

○木庭健太郎君 日本としては、そういう形まで踏み込んだのは私は初めてのケースじゃないかなと思ひますけれども、もしそういう資料があれば、ぜひどういった形まで踏み込んでやったのかというのがあれば提示していただきたいと思ひます。

すが、いかがでしょうか。

○政府委員(川上隆朗君) ただいま申しましたとおり、先方との話し合いの種々の過程においてこちら側から問題提起し、先方と意見交換をして新聞報道のような形になってきたということでございますが、この確認の文書そのものにつきましましては、討議の記録という形で文書の形式にいたしました次第でございますけれども、ただいま現地では補償問題等住民移転の交渉が進行中でありまして、ございまして、その点の問題と、それから非公開を前提に先方政府と取り交わした討議の記録ということでございますので、この場での説明は御容赦願いたいと思ひます。この点は別途概要を御説明させていただきたいと思ひます。ただし、中心は当然移転の問題それから補償基準等の問題でございます。

○木庭健太郎君 本当は、そういうやつは確認でぜひ見たんですけれども、まあ非公開ということでは……

確認ですけれども、この問題だけじゃなくて今後外務省としてやっぱり住民の強制移転みたいなことについて歯どめ、また環境保全の問題については今後ともこういう形で踏み込んでいくケースが多々出てくるというふうに認識しておいてよろしいですか。

(理事千葉景子君退席、委員長着席)  
○政府委員(川上隆朗君) 私ども、先ほども申しましたように、このようなケースの案件、水力発電の案件というものにつきましましては、実施機関であるOECEFG、基金でございますが、それからJICA、国際協力事業団等におきましてそれぞれ環境に関するガイドラインというものをつくっております。それに基きまして、先ほど申しましたように今後環境面、住民移転の面等々を中心として先方政府と実施に当たっては十分協議を行い、確認すべき点は確認してまいらるという姿勢で対処したいと思っております。

○木庭健太郎君 時間が来ておりますので、ナルマダの問題で少し確認をさせていただきますと思ひます。

います。

ことしインド援助国会議が多分七月なりに開かれると思います。このナルマダの問題も、住民移転の問題とか去年も随分議論をいたしました。そして現地では、昨年十二月からことし一月にかけて反対のロングマーチなんかも行われるなど、決して状況は好転していないと私も思っておるんですけれども、このインドの援助国会議において、日本としてはどういうようなこのナルマダ問題については表明をなさるおつもりなのか。また、昨年日本としてはこのナルマダの問題については事実上援助を一人中断しておりますけれども、この姿勢をことしはそのまま堅持されるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(川上隆朗君) 御指摘の、インド援助国会合につきましては、現在まだ確定いたしておりませんが、インドの総選挙の關係で日程が例年の六月よりも大幅におくれるという予定になっているようにございます。このため、国会合において我が国がいかなる対応をとるかということにつきましては現在検討中でございます。本件プロジェクトの取り扱いも含めまして、具体的な方針はいまだ確定していません。

水力発電所建設に係る住民移転、環境問題につきましては、インド政府より種々の対策が講じられるということになっておるわけでございます。が、ダム建設の実施をめぐりまして、先生御指摘のように現地で住民による反対運動等が起っておりますことは政府といたしましても十分承知いたしております。我が国としても、本件計画の影響が大いといふことにもかんがみ、事実關係の把握も含めて慎重に対応する必要があるというように考へておる次第でございます。

○木庭健太郎君 最後で申し上げます。大臣にもぜひお聞きしておきたいと思ふんです。

やはりナルマダの問題を進めるときもきちんと、本場に現地の状況を掌握して、インド政府が言うことだけでなく、それはもちろん重視していただきたいけれども、実際現場で何が起こっているのかというのをきちんと確認した上でこの問題については態度を決めていただきたいと思っております。御所見があれば伺って終わりたいと思ふます。

○國務大臣(中山太郎君) 御指摘のナルマダの問題は、現地でもいろいろ問題がございます。政府といたしましては、現地の事情を十分調査して判断をいたしたいと、慎重な姿勢をとっているわけでございます。

○林紀子君 私は、市街地の土木工事における公衆災害防止策についてお伺いしたいと思ふます。三月十四日、広島市では工事中の新交通システムが倒壊した落事故が起りまして、二十三人の方々が死傷いたしました。先週の土曜日には広島市で合同慰霊祭も行われました。遺族会もつくられました。私は改めて亡くなられた十四名の方々に心から御冥福をお祈りするとともに、けがをされた方々の一日も早い全快を願っております。

犠牲者の一人の弟さんは、葬儀のときにこういふふうにおっしゃっております。雨も雪も空から降るが、兄の場合は死が空から降ってきた。ただ悔しいございませう。こう言つて絶句したということ。私も事故発生直後現地に赴きまして、二度とこのような痛ましい事故を引き起こしてはならないと痛感いたしました。

事故の原因究明につきましては、警察庁、建設省、労働省がそれぞれの立場から進められておると聞いております。今、刑事責任上の捜査状況、また労働安全衛生法違反の疑いについてお聞きいたします。もしも鋭意調査中ということなので、これにつきましても厳重な捜査とそれに基づき責任の追及を改めて要求したいと思ふます。

そこで、こうした事故を二度と引き起こさないためにどのような防止対策を講じているのか、お伺いしたいと思います。

建設省では、三月二十五日付で「供用中の道路上の工事に伴う安全確保について」という通達

を出しまして、この中で「事故の原因が明らかにされ、これを踏まえた措置が講じられるまでの間」として、「主桁を単体で上下方向に移動させる場合には、その作業時間内は影響範囲について、通行規制を行うこと」とされております。しかし、これは特殊な工事に限つて一時的な交通規制を行っているにすぎないのではないかと思ふますが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井治芳君) お答え申し上げます。今先生がおっしゃいました広島新交通システム工事中の事故は、三月十四日の午後、動物園口駅の西側において架設工事中の橋げたが下の県道に落下いたしました。信号待ちをしていた車の中の方々を含め、十四名の死亡者と九名の重傷者が出るといふ大事故となつたものでございまして、御遺族の方々に対し、まず深く哀悼の意を表する次第でございます。

事故原因につきましては、現在広島市が設置しております広島新交通システム事故対策技術委員会において調査中でございますが、建設省といたしましては、この委員会に私どもの土木研究所の専門家を参加させまして原因の徹底究明に当たらせております。さらに事故発生の日には、道路管理者等に対し、供用中の道路の上空における橋架設工事の施工状況を緊急に点検するように指示いたしました。その結果、そのときに行われておりましたすべての箇所におきまして、適正に実施されているという確認をいたしております。

またさらに、先生が今御指摘の事故再発防止のため、三月二十五日付で建設省所管の公共事業の事業者あるいは建設業者団体、機械施工関係業者団体にあてまして、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱に基づいて、建設工事において安全確保の徹底を図るように指導したところでございます。

さらにまた、今回の事故により一般の道路利用者にも重大な被害が生じたということにかんがみまして、道路管理者そのものに対しても事故

の原因が明らかにされ、これを踏まえた措置が講じられるまでの間、一般の道路利用者に対して一層の安全の確保を図るといふ観点から、まず第一に、供用中の道路上の工事につきましては、道路交通に対する安全に留意し、安全対策について事業者を指導する等、必要な措置を講ずるよういたしております。また、これに加えまして、特に今回の事故がいわゆる横取り工法により主桁の横取り移動を行った後、主桁を単体で上下方向に移動させる作業中に発生いたしましたことから、同様の作業の際には関係機関と協議して、その作業時間内は影響範囲について通行規制を行うことを当面の措置として通知したところでございます。

このようなことで、私ども、あらゆる工事を実施している者、あるいは道路管理者が十分留意するよう指導しておりますので、一般の道路利用者には被害が発生するような事態は防げるものと考えております。

さらに、今後一層の施工上の安全の確保を図る観点から、事故原因の究明にあわせまして日本道路協会に特別委員会を設けて、橋梁工事における架設計画、架設上の留意点、安全対策等の調査検討も行っていただくように依頼をしております。

○林紀子君 答弁は簡潔にお願いいたします。今お話を聞きましたら、確かに通行している人たち、車に対しては交通規制を行うということなんです。今度は労働省の方にお伺いしたいわけですが、今回の事故でも五名の下請労働者が犠牲となつておるわけですね。作業をしている労働者の安全というのは確保されているのか、労働者は、事故の原因が明らかにされこれを踏まえた措置が講じられるまでの間労働者にどのような安全確保のための対策を講じているのか、伺いたいと思ふます。

○政府委員(佐藤勝美君) まず、労働者の安全確保対策でございますけれども、労働災害を防止して、働く人々の安全を守るためには、事業を行う